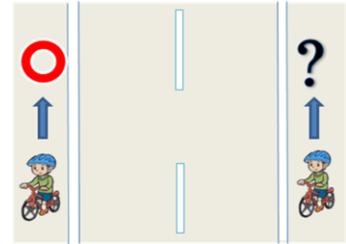


平成 26 年度 自転車ルール・マナーに関する検定

次の問題を読んで正しい場合は○、間違っている場合は×を解答欄に記入してください。

1. 自転車は原則、車道の左側を通行しなければならないが、図-1のような路側帯（白色一本線）の中であれば車道の右側を通行できる。



(図-1)

2. 路側帯（白色一本線）の中を進行する場合、歩いている人の邪魔にならないようにしなければならない。
3. ブレーキが壊れていたり、前ブレーキが無い自転車を運転している時、警察官から止まるように言われたが、遅刻しそうだったので止まらなかった。
4. ブレーキが故障している自転車は、速度を出さなければ乗っても良い。
5. 止まっている自動車のそばを通るときは、急にドアが開いたり、自動車のかげから歩行者が飛び出したりすることがあるので、速度を上げて、通る方が安全である。

6. 自転車歩道通行可（図-2）の標識や表示がない歩道でも普通自転車の運転者が13歳未満の子供、70歳以上の人、身体障害者は通行することができる。
(H25 高校生正解率 58%)



(図-2)

7. 交通量が多く、道路幅が狭い道路であり、自動車との接触の危険がある場合は、自転車は歩道を走ることができる。
8. 自転車通行可の標識がある歩道を走る際は、歩行者に注意すれば、どの部分を通行してもよい。(H25 高校生正解率 62%)
9. 歩道で反対方向から自転車が来た時は、歩行者に注意して向かって左の方へよける。
10. 自転車歩道通行可の標識がある歩道を走っている時、前に歩行者がいたら、ベルを鳴らして避けてもらうと良い。
11. 図-3のような普通自転車専用通行帯が設けられている車道では、普通自転車は、その専用通行帯を通行しなければならない。



(図-3)

12. 歩道を通行できる場合でも、歩行者の安全をそこなうおそれがある時は、徐行して走らなければならない。

